

長野駅デジタルサイネージ構築運用業務仕様書

1 業務の背景と目的

(1) 業務の背景

本業務におけるデジタルサイネージの設置場所であるＪＲ長野駅は、周辺地域への観光ハブ拠点となっており、東口、善光寺口とも複数系統の路線バスが発着している。既設の看板で方面別に案内をしているが、善光寺を始め多くの観光地を有する本市への来訪者にとって分かりづらい状況となっている。特に近年は、スノーリゾートを訪れる外国人観光客の急増により、ＪＲ長野駅の新幹線改札口前が混雑し、バスの出発時刻や乗り場案内などを多言語で表示する必要に迫られている。

また、設置するデジタルサイネージには、バスの出発情報をリアルタイムで表示することを目指しており、公共交通の利用促進のために長野県が今年度更新を行うバスロケーションシステムとの連携により、効果的で分かりやすいバス運行情報の表示を期待するものである。

なお、本業務は内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用した事業であることに留意すること。

(2) 業務の目的

観光ハブ拠点である長野駅のバス乗り場等に、路線バス情報を表示するデジタルサイネージを設置することにより、駅利用者が駅改札口からバス停までスムーズに移動することが可能となり、駅構内の混雑緩和を図るとともに、駅利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

長野駅デジタルサイネージ構築運用業務

(2) 事業期間

契約締結日 から 令和8年3月31日まで

ただし、令和8年2月28日までにデジタルサイネージを稼働（実装）させること

(3) 実施場所

別紙デジタルサイネージ設置概略図のとおり

(4) 業務の範囲

- ア 構築に必要な機器類及び筐体の調達
- イ 構築に必要な電気配線・通信網等の整備、デジタルサイネージの設置
- ウ デジタルサイネージのシステム設計・構築（レイアウト含む）
- エ 機器類操作マニュアルの作成及び指導
- オ デジタルサイネージの運用・保守管理

カ その他、受発注者協議の上、必要と定めるもの

3 業務内容

(1) 構築に必要な機器類及び筐体の調達等

設置場所の詳細及び数量は別紙デジタルサイネージ設置概略図のとおり。機器の大きさ、基礎等は参考として例示するものである。なお、調達する機器類について、発注者が指定したものを除き中古品は認めない。

また、屋外に設置するものについては、寒暖差に影響を受けず安定した表示を継続させるための装置等を備えるとともに、視認性を確保するため 2,500cd/m²以上の高輝度製品を選定すること。

(2) 電気配線・通信網等の整備、デジタルサイネージの設置

各サイネージへの電気配線等は新幹線改札口に設置するものを除き、新たに敷設すること。想定回路等は別紙電源配置概略図を参考とし、整備に当たっては現地を十分調査の上実施すること。

通信網の整備については、稼働に必要な数の SIM を提供すること。

(3) 既存看板及びデジタルサイネージの撤去及び産業廃棄物処理

ア 内容

(ア) 善光寺口①～⑥の各バス乗り場に設置の看板

(イ) 新幹線改札口前の既存サイネージ

(ウ) 長野駅自由通路2階エレベーター下倉庫内の電気機器、映像配信機器

イ 注意事項

(ア) ア(イ) の既存サイネージの撤去については、長野駅東西自由通路側から作業を行うこと。

(イ) 本業務で発生した産業廃棄物の処理に関しては、各種法令を遵守の上適切に対応すること。

(ウ) 善光寺口①～⑥の各バス乗り場に設置の看板撤去に当たり、バス利用者の利便性が低下しないようバス時刻表、路線図等現在掲示してあるものをデジタルサイネージの本稼働まで仮設看板等に掲示すること

(4) デジタルサイネージのシステム設計・構築（レイアウト含む）

各サイネージに発注者が要望する項目を表示できるようシステムの設計・構築を行うとともに、誰もが分かりやすいレイアウトを提案すること（多言語対応を含む。）。

サイネージのデザイン制作に当たっては、長野市公共サインガイドライン、長野市中心市街地歩行者用案内標識整備実施計画の内容を遵守すること。

また、ネットワーク接続が一時的に遮断されたとしても、遮断前にデジタルサイネージに保存された情報をもとにバスの出発情報等のコンテンツの放映が継続できること。

ア バスの運行情報

デジタルサイネージには、オープンデータとなっているバス事業者が運行するバスの運行情報（G T F S - J P 及び G T F S - R T）をクラウド経由で表示させることを想定している。表示させる内容は次の項目を基本とするが、これにより難しい場合は別途協議すること。

- ・ 現在時刻
- ・ バス発車時刻（先発、次発まで）
- ・ 系統番号、系統名、主な経由地、終点

系統全体の時刻表、路線図については、デジタルサイネージへの表示は必須としないが、表示できる場合は提案すること。（デジタルサイネージに表示させない場合は、何らかの方法で表示すること。）

また、バスの遅延情報等を表示するための領域を確保するほか、う回運行などがある際の情報発信の手段として、個々のデジタルサイネージごとに表示できる仕組みを提供すること。

なお、長野県で構築するバスロケーションシステムは現時点で事業者が決定していないことから、事業者が決定となり次第、綿密な協議を行った上でデジタルサイネージに反映できるようにすること。なお、県の事業者選定遅れなど受注者に帰すべき理由がないときは、表示内容について改めて協議すること。

新幹線改札口前については、バス乗り場の案内、主要観光地行きのバス発車時刻情報を表示するものとする。

イ 行政情報

新幹線改札口前を除くサイネージにおいて、市が行政情報を適宜発信できる手段を提供すること。なお、バスう回情報の表示と共通で構わないが、容易にできるよう配慮すること。

ウ 観光情報

新幹線改札口前のデジタルサイネージにおいて、次のような周辺市町村の観光情報やイベント情報を流せるような仕組みを提供すること。

- ・ 北信地域近隣市町村の観光 PR 動画
- ・ 長野市内にて開催されるコンベンションの歓迎広告

放映するコンテンツについて、タイマーでの切り替えや画面内での分割表示が可能なよう、提案を行い、また実装すること。

なお、PR 動画及び歓迎広告は発注者が提供する。

エ レイアウト

デジタルサイネージに掲出する情報及びデザイン・レイアウトは、事業者において検討したものを協議の上受注者が修正を指示できるものとし、駅利用者にとって真に分かりやすい情報発信ができるよう配慮すること。

(5) 機器類操作マニュアルの作成及び指導

バス事業者及び市への情報発信手段の提供において、専用の端末やソフトウェアを使用する場合には、その操作を行うためのマニュアル等を提供するとともに、配信管理のサポートを行うこと。

また、作成したマニュアル及び実機を用いて関係者への現地説明会を複数回実施すること。

(6) デジタルサイネージの保守管理

ア 日常運用について

(ア) 総括者の選任

デジタルサイネージの運用に当たっては総括者を選任し、受注者の責任において事故・トラブルへの対処を適切かつ迅速に行えるワンストップ窓口を備える体制とすること。

(イ) 稼働時間

各サイネージの稼働時間は次のとおりとする。なお、稼働に当たっては自動的に電源がオン・オフとなる機能を備え、稼働時間以外は停止させることで、消費電力の縮減に努めること。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。

- ・新幹線改札前のデジタルサイネージ 午前7時から午前0時まで
- ・上記以外のサイネージ 始発バス発車時刻の30分前から午前0時まで

(ウ) 災害時の対応

大規模災害等の発生時には、市と協議の上、災害の被害拡大防止などに寄与する適切な情報発信が行えるよう最大限配慮すること。特に新幹線改札口前のサイネージは多くの人の目に触れることから、大規模災害の発生時等に誘導案内表示やTV放送を放映できるよう、割り込み表示機能を備えること。なお、停電等でデジタルサイネージが稼働できない場合はこの限りではない。

イ 保守管理について

(ア) 日常点検

稼働状態や視認性に問題がないか、日常的に監視・点検を行うこと。なお、監視の方法は目視、遠隔操作のどちらでも構わない。

(イ) 定期点検

デジタルサイネージを構築する機器類のメンテナンス、清掃等を年1回以上行うこととする。

(ウ) 市への報告

日常点検及び定期点検の結果を市へ報告すること。その際、修繕・交換が必要な状態となっている場合は、必要な資料をもって市と協議すること。なお、重大な事故・トラブル等の発生の際は緊急連絡体制により報告すること。

(I) 故障・停電時等の対応

機器の故障や停電等で通常の運用が困難な場合は、市に報告し、対応を協議すること。なお、ディスプレイ等の故障により情報の表示領域が減少してしまう場合は、バス運行情報の表示を優先すること。

(オ) 修繕・交換対応

修繕・交換については、別途保守契約を締結後に行うこと。

ウ 提案依頼内容

2業務概要(2) 事業期間に記載の実際の稼働日から契約期間満了までの電気代以外のランニングコストを提出する見積書に盛り込むこと。ただし電気代は除く。また、令和8年度以降の保守に係るランニングコスト、設置機器の概算電気代、通信費用等を併せて提案すること。

4 安全管理

(1) 労働災害発生の防止

長野駅構内での作業については、受注者と東日本旅客鉄道株式会社との間で別途協議するものとし、協議の結果、作業時間が夜間に及ぶ可能性があることから、業務の安全管理については、労働安全衛生法、長野市公契約基本条例等関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

(2) 業務実施中の注意義務

本業務の実施場所は駅という特性上、不特定多数が行き交う場所であることから、通行人に事故等が発生しないよう、誘導員を配置するなど安全配慮に十分気を付けること。また、東日本旅客鉄道株式会社が定める安全管理指針に従って業務を実施すること。

(3) 事故及びトラブル発生時の対応

事故及びトラブル発生時の連絡体制を整備し、発生時に迅速な対応が取れるよう準備すること。また、指揮命令系統及び通報するべき関係機関を事前に確認し、書面で周知すること。

5 受注者及び業務従事者の責務

(1) 秘密の保持

受注者及び業務従事者は、当該業務で知り得た機密事項等をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務を終了した後も同様とする。

(2) 著作物の利用制限

受注者は、当該業務の実施に当たり入手した著作物を、発注者の承認なしに、当該業務以外の目的に使用してはならない。

6 成果物の提出

受託者は、令和8年2月28日までに次の(1)を構築・稼働させるとともに、事業期間終了後に(2)以下の書類を提出すること。

- (1) デジタルサイネージ一式（サイネージ（筐体、内部機器一式）、配信システム）
- (2) 業務完了届
- (3) 施設配置図（本業務により配置した電気関係配線等がわかるもの）
- (4) 本業務実施にあたり作成した設計書、図面、運用方法等
- (5) その他、市長が必要と認める書類

7 完了検査

本業務は完了時に本市の検査を受けるものとし、検査実施のために必要な環境等は受注者が用意すること。また、受注者は成果品についての第三者の著作権、特許権、その他の権利を侵害していないことを保証すること。

8 成果物の瑕疵

検査合格後1年以内に、受注者の過失等に起因する不良等があった場合、受注者は本市が必要と認める処置を速やかに行うものとする。また、それにかかる費用は受注者が負担するものとする。

9 その他

(1) 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」によるもののほか、発注者と受注者において協議の上決定する。

(2) 法令等の遵守

本業務の実施に当たり、関係法令及び本市の条例、規則等を理解し遵守すること。

(3) 保険の加入

本業務を実施するに当たり、必要な保険に必ず加入すること。なお、事業の実施に伴い生じる諸費用は受注者の負担とすること。

(4) 再委託について

本事業の実施に当たり、再委託等業務発注を行うことができることとするが、事前に本市と協議すること。なお、業務発注の際は、長野市内に所在する事業者を優先して検討・選定すること。